

事務局の組織及び運営に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、特定非営利活動法人ハンセン病療養所世界遺産登録推進協議会（以下、本法人）の事業の推進を図るため、事務局の組織及び運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(設置場所)

第2条 事務局は、本法人定款第2条に定める事務所（国立療養所邑久光明園旧入所者自治会館）の中に置く。

(開所日時)

第3条 事務局は、原則として火曜日から土曜日までの毎日、午前9時から午後5時までの間、開所する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日は休業日とする。

- (1) 法律が定める国民の祝日及び振替休日
- (2) 本法人が休業日と定める日

(事務局の事務)

第4条 事務局は、関連法令、本法人定款及び細則を遵守し、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 本法人定款第5条が規定する特定非営利活動に係る事業の運営管理に関すること
- (2) 本法人定款第3章が規定する会員情報の管理に関すること
- (3) 本法人定款第4章が規定する役員及び職員に関すること
- (4) 本法人定款第5章が規定する総会の開催運営に関すること
- (5) 本法人定款第6章が規定する理事会の開催運営に関すること
- (6) 本法人定款第7章が規定する本法人の資産及び会計について、迅速かつ確実な処理を行うこと
- (7) 本法人定款第3条の目的を達成するための情報収集に関すること
- (8) 必要な書類及び帳簿の常備に関すること
- (9) その他、庶務に関すること

(事務局長)

第5条 第4条に規定する事務局の事務は、本法人定款第20条により任命された事務局長が所掌する。

- 2 事務局長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 事務局長は、事務局の事務を遂行するにあたり他の職員を指揮監督する。

(総務財政委員会の設置)

第6条 この細則の目的を達成すべく、本法人内に総務財政委員会を設置する。

- 2 事務局長は、事務局の事務を行うにあたり疑義が生じた際には総務財政委員会の開催を求めなければならない。
- 3 総務財政委員会の運営に必要な規則は、別にこれを定める。

(事務局長の管理監督者)

第7条 決裁担当理事は、事務局長を管理監督する。

- 2 決裁担当理事は、事務局長が行う事務局の事務について疑義が生じた際には総務財政委員会の開催を求めなければならない。

(細則外事項)

第8条 この細則に定めのない事項については、事務局長は総務財政委員会において協議し、理事長の決裁を得るものとする。

(本細則の改廃)

第9条 この細則の改廃は、本法人定款第57条に基づき理事会の議決を経て理事長がこれを行う。

(規則)

第10条 この細則の施行に必要な規則は、別にこれを定める。

附 則

この細則は平成30年3月6日から施行する。